

令和7年度省エネ行動促進プログラム実施業務 受託候補者の募集要項

■ 応募

本業務の受託候補者として応募する者は、本募集要項及び仕様書に基づいて企画提案書を作成し、提出すること。

■ 応募書類の提出期限

令和7年3月17日（月）午後5時

■ 提出及び問合せ先

京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当：石川、山口）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（京都市役所1階）

TEL: 075-222-4555 FAX: 075-211-9286

※ 当該業務委託に係る予算案は、令和7年2月市会定例会において提案中であり、予算審議の状況によっては、契約内容を変更する場合や契約の締結ができない場合があります。

1 背景及び目的

京都市においては、「将来の世代が夢を描ける豊かな京都」の実現を目指し、2030年までの10年間の行動計画として、京都市地球温暖化対策計画＜2021－2030＞を策定し、市域からの温室効果ガス排出量を、2030年度までに2013年度比46%以上削減することとしている。この削減目標の達成に向けては、持続可能な脱炭素型ライフスタイルへの転換を推進する必要がある。

本事業は、その一環として、300世帯に対し、省エネの専門家による「家庭の省エネ診断」及び省エネ診断結果に基づく学習会等のアフターフォローを実施するとともに、住宅の省エネ化のメリットや補助制度の情報提供や相談を行い、地域コミュニティにおける脱炭素型ライフスタイルへの転換及び家庭部門での温室効果ガス（とりわけCO₂）排出量削減を促進するものである。そのため、運営能力に優れた事業者の技術的知識や情報を活用するため、公募型プロポーザル方式による募集を行う。

2 委託内容（仕様）

別紙 仕様書のとおり

3 応募資格

本募集に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第25号）に基づく再生手続開始を申立てした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する京都市内の中小企業又は京都市内に主たる事務所を有する団体等であること。
- (5) 一般社団法人地球温暖化防止全国ネットから「うちエコ診断実施機関」の認定を受けている者であること。

4 応募手続等

(1) 提出書類

以下のア～エの資料を正本1部、副本4部の合計5部提出すること（見積書は正本1部を作成し、企画提案書には写しを添付すること）。

ただし、ウの資料については、各1部の提出で可とする。

ア 企画提案書

応募者は、本募集要項及び仕様書に基づき、業務の提案内容を具体的に記載した企画提案書を作成し、提出するものとする。（A4用紙16ページ以内（両面）、様式は自由、図や写真等の挿入可。別途、募集のチラシ案を含めること。）

なお、特に仕様書「1 業務内容」について、以下の点を提案すること。

- ・「(1)エ 効果測定及びアフターフォローの実施」において、学習会や省エネガイドブックを受講又は閲覧した市民が、省エネを実践したくなるような内容とするよう、提案すること。
- ・「(3)ウ 周知」において、省エネ診断を受診していない市民が閲覧しても、省エネを実践したくなるようなHP掲載内容とするよう、提案すること。

イ 見積書

業務運営に係る経費の見積書を提出すること。見積額等は、後記「7(3) 契約予定額」を参照すること。

ウ 参加資格を証明する書類（本市の競争入札参加有資格者でない者のみ）

本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明） ※1
- ・ 印鑑証明書 ※1
- ・ 納税証明書（国税等） ※1
- ・ 納税証明書（京都市税） ※1
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料） ※2
- ・ 京都市暴力団排除条例に係る誓約書（第1号様式） ※3

※1 申請書日前3箇月以内に発行のもの、原本（写し不可）

※1、2 京都市入札情報館に詳細及び様式を掲載しているため、必ず参照すること。

1 <http://www2.city.kyoto.lg.jp/html/rizai/chodo/sanka/0504/sanka0504.htm>

2 <http://www2.city.kyoto.lg.jp/html/rizai/chodo/sanka/sanka.htm>

※3 <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>

エ その他

これからの1000年を紡ぐ企業認定、ISO14001やKES等の環境マネジメントシステムの認証を受けている場合は、それを証する書類の写し。

(2) 提出期限

令和7年3月17日（月）午後5時（郵送の場合は必着とする。）

(3) 提出方法・提出場所

郵送又は持参

※ 郵送の場合は、提出及び問合せ先に到着の確認を行うこと。

(4) 提出及び問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市 環境政策局 地球温暖化対策室 石川、山口

TEL：075-222-4555 FAX：075-211-9286 電子メール：ge@city.kyoto.lg.jp

(5) 質問

本要項及び仕様書に示されていない項目に対する質問等、提案内容に関する問合せについては、下記の方法で問合せのあった者に限り、すべての回答を取りまとめ、質問者を特定できる情報を削除したうえで、下記の URL に掲載する。ただし、他の応募者に関する質問など、提案内容に関する事項以外の問い合わせには応じない。

ア 質問期限

令和7年3月10日（月）午後5時まで

イ 質問方法

様式は自由とし、ファックス又は電子メールで問い合わせること。

ウ 回答方法

令和7年3月12日（水）午後5時までに、京都市情報館の「市政情報」>「入札・契約」>「入札・公募型プロポーザル情報」>「環境政策局」のページに掲載する。なお、回答は本要項等と一体のものであり、同等の効力を有するものとする。

【URL】 <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

(6) その他

提出された書類は、選定審査事務以外の目的には使用しない。また、提出された書類は返却しない。

5 選定方法

(1) 書類審査

企画提案書等について書類審査を実施し、最も優秀な提案を選定する（詳細については別途連絡）。

※ 企画提案書等について、その内容の確認及び補足説明を受けることを目的として選定委員会は受託候補者からヒアリングを行うことができる。

(2) 主な評価のポイント

ア 実施体制

- (ア) うちエコ診断士登録者数
- (イ) 本業務への専任スタッフの確保、相談窓口の体制
- (ウ) 指揮系統の明確さ、円滑な業務運営
- (エ) 市内の活動実績、本市特性の理解

イ 業務実績

- (ア) 直近3年間の家庭の省エネに係る診断の実績件数
- (イ) 学区等の市民と連絡・調整を行った業務の実績

ウ 人材育成

- (ア) 環境・エネルギー関連の情報収集能力

(イ) うちエコ診断士への情報伝達・研修体制

エ 提案内容

(ア) 提案された企画提案書の内容

(イ) 家庭の省エネ診断受診者に配る資料や募集のチラシ、周知方法

オ その他

(ア) SDGs に資する取組状況（これからの 1000 年を紡ぐ企業認定、ISO14001
や KES 等の環境マネジメントシステム認証等）

(イ) 見積金額

(3) 企画提案書の無効

応募者から提出された企画提案書が、次の各号に掲げる事項に該当すると認められた場合は、当該企画提案書を無効とし、選定の対象外とする。

ア 前記「3 応募資格」に掲げる資格を満たさない者が企画提案書を提出した場合。

イ 企画提案書に虚偽の記載があると認められる場合。

ウ 企画提案書に記載された担当者等が、契約締結後に当該業務に従事できない場合。
ただし、やむを得ない事情があるものとして認められた場合は、この限りではない。

エ 企画提案書に記載された見積金額が、契約予定額の上限額を超えた場合。

オ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

6 プロポーザルの概要

(1) スケジュール

内容	期日等
募集の公告	令和 7 年 3 月 3 日（月）
質問受付期限	令和 7 年 3 月 10 日（月）
質問回答	令和 7 年 3 月 12 日（水）
企画提案書等提出期日	令和 7 年 3 月 17 日（月）
書類審査	令和 7 年 3 月中下旬
審査の結果通知	令和 7 年 3 月下旬
業務委託契約開始日	契約締結日

(2) 受託候補者の選定

審査委員会が、「5 (2) 主な評価のポイント」について、「評価基準」に基づき採点を行った結果、各審査委員の評価点の合計（合計点）が満点の 6 割を超え、かつ応募者の中で最も高い合計点を得た者を受託候補者として選定する。合計点が同等の者が複数ある場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者に選定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

応募者が 1 者の場合は、採点の結果、合計点の 6 割を超え、かつ審査委員会において、本業務を適切に遂行できると総合的に判断した場合に受託候補者として選定する

こととする。

ただし、審査の結果、応募者のいずれも受託候補者として選定しないことがある。

応募者が「3 応募資格」を満たしていない、必須項目への記載がない又は見積金額が上限価格を超過している場合については受託候補者とししない。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後、応募者全員に対して、書面によって速やかに通知する。

通知内容に疑義のある応募者が理由の説明の求める場合は、審査結果の書面通知が届いてから1週間以内に、書面により、京都市 環境政策局 地球温暖化対策室まで申し出ること。

(4) 選定結果の公表

受託候補者の審査後に、審査の結果、参加者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由が分かる情報を京都市情報館のホームページにおいて公表する。

(5) 受託候補者との協議及び契約の締結

受託候補者の企画提案書を基に、受託候補者と協議のうえで本市が契約書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定に係る審査において、順位の高かった者の順に協議を行い、受託候補者を再選する。

ア 協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が、提案書提出の日から契約締結までの間に京都市競争入札取扱要綱第29条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合

ウ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

7 委託契約

(1) 契約時期

令和7年4月

受託候補者と協議のうえ、業務委託内容を決定し、委託契約を締結する。業務委託条件は、本仕様に基づく企画提案書の内容を基とする。

(2) 契約期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

(3) 契約予定額

9,840千円を上限とする（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

なお、契約額は、本市との協議のうえ変更することがある。

(4) 提出物

業務完了後、仕様書「1(3)オ 報告」で示す業務実施報告書として、冊子1部と電子データを保存し、電子媒体（CD-R）1部を提出すること。

なお、本業務で作成されたものは全て京都市に帰属するものとする。

(5) 留意事項

- ア 本市との連絡を密にして業務に当たること。
- イ 業務の進捗状況については、本市と協議し、その指示に従うこと。
- ウ 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- エ 本業務の仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を本市に提出すること。
- オ 家庭の省エネ診断の実施数が、仕様書「1(1)イ 家庭の省エネ診断の実施」に示す診断の実施予定数（300世帯）を下回った場合は、未実施数に応じて支払額を見直すものとする。

8 その他

- (1) 全ての提出書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出には応じない。
- (4) 令和7年度の当該業務委託に係る予算案は、令和7年2月市会定例会において提案中であり、予算審議の状況によっては、契約内容を変更する場合や契約の締結ができない場合がある。